

愛知・名古屋 2026 大会宿泊管理支援業務委託（2023年度）仕様書

1 業務名

愛知・名古屋 2026 大会宿泊管理支援業務委託（2023年度）

2 当事者

本仕様書では公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会を「甲」、本業務の受託事業者を「乙」とする。

3 目的

2026年に開催する第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）（以下、「アジア競技大会」という。）及び愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会（以下、「アジアパラ競技大会」という。）では、様々な役割を担う多くの大会関係者が名古屋市を始めとする競技開催地を訪れることから、それらの大会関係者に対して、立地の利便性が高く、かつ、必要な機能を有する宿泊施設を確保し、宿泊サービスを提供する必要がある。

そこで本業務では、甲が作成した仮配宿計画に基づき、甲が必要とする各宿泊施設との間で宿泊施設契約を締結するための支援を行うとともに、2025年4月から甲が設置を予定している宿泊管理業務の中心を担う「宿泊管理センター（仮称）」の業務について、システムを含めた最小限の経費で最大限の機能が発揮できる体制を構築することを目的とする。

《第20回アジア競技大会（2026/愛知・名古屋）開催概要》

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 主 催 | アジア・オリンピック評議会 (Olympic Council of Asia (OCA)) |
| ② 大会期間 | 2026年9月19日（土）～10月4日（日） |
| ③ 実施競技 | 40競技程度 |
| ④ 選手団 <small>（選手・チーム）</small> | 最大15,000人 |
| ⑤ 参加国・地域 | OCA加盟の45の国と地域 |
| ⑥ 選手村 | 名古屋市港区の名古屋競馬場跡地にメイン選手村を設置
遠方の競技会場は、会場近くのホテル等に選手村を分散 |

《愛知・名古屋2026アジアパラ競技大会開催概要》

- | | |
|-------------------------------|--|
| ① 主 催 | アジアパラリンピック委員会 (Asian Paralympic Committee (APC)) |
| ② 大会期間 | 2026年10月の7日間（想定） |
| ③ 実施競技 | 18競技（想定） |
| ④ 選手団 <small>（選手・チーム）</small> | 4,000人程度（想定） |
| ⑤ 参加国・地域 | APC加盟の45の国と地域 |
| ⑥ 選手村 | 第20回アジア競技大会と同様 |

4 契約期間

契約締結の日から 2024 年 3 月 29 日（金）まで

5 前提条件

(1) 対象となる大会関係者（以下「SH」という。）

① アジア競技大会

ア OCA（アジア・オリンピック評議会）ファミリー

- ・OCA 理事会構成員及び同伴者
- ・国際競技連盟（IF）／アジア競技連盟（AF）の会長・専務理事及び同伴者
- ・参加国の国内オリンピック委員会の会長及び専務理事並びに同伴者
- ・OCA スタッフ
- ・OCA 委員会委員
- ・OCA 招待客（各国の元首など政府関係者を含む可能性がある。）など

イ スポンサー関係者

ウ 国際／アジア競技連盟（International Federation (IF)/Asian Federation (AF)）

エ 参加国の国内オリンピック委員会（National Olympic Committee (NOC)）

オ 技術役員

尚、技術役員とは以下の 3 種類の対象を総称するものとする。

- ・技術代表（Technical Delegate (TD)）
- ・国際技術役員（International Technical Officer (ITO)）
- ・国内技術役員（National Technical Officer (NTO)）

カ 選手・チーム役員（選手村宿泊者を除く。）

キ メディア

② アジアパラ競技大会

ア APC（アジアパラリンピック委員会）ファミリー

イ スポンサー関係者

ウ 技術役員

技術役員とは、以下の 5 種類を総称するものとする。

- ・技術代表（Technical Delegate (TD)）
- ・国際技術役員（International Technical Officer (ITO)）
- ・国内技術役員（National Technical Officer (NTO)）
- ・国際クラシファイア（International Classifier(ICF)）
- ・国内クラシファイア（National Classifier(NCF)）

エ 選手・チーム役員（選手村宿泊者を除く。）

オ メディア

(2) 競技会場の配置

別紙1「アジア競技大会競技会場配置図（2023年3月時点）」のとおり。尚、アジアパラ競技大会の競技会場配置図については契約後別途示す。

(3) 各 SH の配宿基準

別紙2「アジア競技大会配宿基準（2023年3月時点）」、別紙3「アジアパラ競技大会配宿基準（2023年3月時点）」（以下「配宿基準」という。）のとおり。

(4) 仮配宿計画書

甲が作成した大会関係者の配宿エリアや配宿先、客室数の想定を記載した計画書。契約後別途示す。

(5) 留意事項

配宿基準やアジア競技大会の各 SH の要件等については現時点の想定であり、今後、本業務の実施状況、輸送等の他業務との調整状況及び主催者である OCA、APC との調整状況等により変更となる場合がある。

本業務の遂行途上で上記要件が変わった場合は、柔軟に対応すること。

未公表の競技、競技会場一覧及び競技毎の宿泊者数については、契約後別途示すものとする。

アジアパラ競技大会で配宿を行う宿泊施設は、原則として、アジア競技大会で配宿を行う宿泊施設の内、バリアフリー対応が充実している施設を使用する。

6 業務内容

「5 前提条件」を基に、以下(1)、(2)の業務を実施すること。

(1) 宿泊施設契約締結支援

① 宿泊施設契約書の作成支援

甲が作成した宿泊施設契約書（案）について、専門事業者としての経験及び知識に基づき、甲と宿泊施設とが本事業の趣旨に照らし適切な契約を締結できるものとなるよう、助言・提案を行うこと。

② 宿泊施設運営条件提示書の作成

以下③に示す、甲が開催する宿泊施設契約に関する説明会や乙が実施する個別訪問の際に提示することを前提に、客室等提供期間中の宿泊施設が通常と異なる運営になる部分についてハード面、ソフト面の分析・整理を行い、課題の洗い出し及びその対策を提案し宿泊施設運営条件提示書を作成すること。

尚、宿泊施設の運営については、甲が別に作成する選手宿泊施設運営基本計画（仮称）と連携を取ること。

③ 宿泊施設契約の締結支援

仮配宿計画書に記載のある宿泊施設並びに前記以外で契約締結が必要となる宿泊施設（以下「契約対象宿泊施設」という。）に向けて、甲が開催する宿泊施設契約に関する説明会が効率的に開催できるよう助言・提案を行うこと。また、乙は、契約対象宿泊施設を個別に訪問し、提供条件等の交渉を行い甲と各契約対象宿泊施設との間の契約締結までの支援を行うことともに、契約締結後も各契約対象宿泊施設からの問合せに対応すること。

尚、契約対象宿泊施設と契約を締結するにあたっては、宿泊上限料金（ラックレート）以下の金額で締結すること。

④ 想定客室数等

配宿基準のとおり。

⑤ 宿泊施設契約書の提出

各契約対象宿泊施設との間で締結した宿泊施設契約書については、「6 業務内容(5)業務報告書」において、ファイリングした状態で提出すること。提出方法については、甲、乙事前に協議の上決定すること。

⑥ 配宿計画作成等支援

仮配宿計画を基に、甲と各契約対象宿泊施設との契約締結状況、前記「5 前提条件」に示す前提条件の変更等を反映しながら、契約対象宿泊施設の縮減提案及び甲が行う配宿計画の作成支援、関係団体との交渉資料の作成支援等を行うこと。

(2) 宿泊管理業務体制構築支援

① 宿泊管理体制検討

甲が2025年4月より設置を想定している、配宿や料金精算等の宿泊管理業務の中心を担うこととなる、宿泊管理センター（仮称）における業務内容や人員配置について、効率的かつ費用対効果の高い体制を構築するため、甲の想定する業務について定例の打合せに参加し、メリット・デメリットや運営に係る課題や解決策について提案・助言を行うこと。

《現時点における宿泊管理センター想定業務》

- ・ 宿泊施設契約において甲が確保した客室等の在庫管理。（在庫不足時の追加契約支援を含む。）
- ・ 各SHと契約対象宿泊施設の間に立ち、配宿、予約管理、宿泊料金の回収、督促、支払業務、キャンセルに関するスケジュール管理及び各種問い合わせ対応。
- ・ 宿泊管理システム稼働後の運用保守管理

② 宿泊管理システム（仮称）要件定義書作成支援

①の検討の結果、費用対効果が高く業務効率の面からもシステム化が必要となる業務は、2024年度に開発し2025年4月から運用開始を想定している宿泊管理システムの機能の一部とするため、甲が行うシステム要件定義書の作成について、専門

事業者としての経験や知識に基づき提案・助言を行うこと。

(3) 事業計画書の作成

実施する業務内容とスケジュールを示す「事業計画書」を契約後2週間以内に作成の上、甲に提出し、事業開始前に承認を得ること。

(4) 中間報告書の作成

2023年9月29日（金）までに、中間報告書を作成の上、報告を行うこと。

- ・ 中間報告書作成時点までに前記「6 業務内容(1) 宿泊施設契約締結支援及び(2) 宿泊管理業務体制構築支援」の項目ごとにとりまとめた内容とすること。

(5) 業務報告書

業務の進め方や整理の仕方等に関する説明、調査交渉結果及び検討結果並びに参考資料を取りまとめた「業務報告書」を作成すること。

7 協議・打合せの実施

(1) 開催回数

本業務における協議及び打合せは業務着手時に1回、その後原則隔週で行うものとし、成果品納入時に1回、甲が必要と認めた場合については、随時開催するものとする。

(2) 開催場所及び実施方法

会議の開催場所及び実施方法については、甲が指定するものとする。

尚、乙の申し出があり甲がこれを認めた場合には、一部又は全ての参加者がオンライン形式で参加できるものとする。

(3) 現地視察

甲の求めに応じて、乙は「6 業務内容(1) 宿泊施設契約締結支援」に係る現地視察を調整すること。

(4) その他

ア 乙は、協議・打合せに使用する資料を必要部数用意すること。

イ 乙は、各協議・打合せの結果について、各協議・打合せ実施日から起算して10営業日以内に議事録を作成し、甲に提出すること。

また、その議事録について甲の承認を得ること。

ウ 作成した議事録は、成果物とともに納品すること。

8 成果物の納品等

成果物のイメージは、甲・乙協議の上で作成するものとする。乙は成果物を納品する前に成果物のサンプルを作成し、甲の承認を得ること。

本業務の成果物は、以下の通り納品するものとする。

尚、納品の際、併せて甲に対して内容を説明すること。

(1) 成果物及び納期

項目	成果物	納期
6 (1)②関連	① 宿泊施設運営条件提示書	2023年9月29日 (金)
6 (3) 関連	② 事業計画書	契約締結後 2 週間以内
6 (4) 関連	③ 中間報告書	2023年9月29日 (金)
6 (5) 関連	④ 業務報告書	2024年3月29日 (金)

(2) 規格等

納品は、製本版 (A4 縦版 [A3 折込可]) 2 部及びデータ版 (CD-R 等の電子媒体、マイクロソフト社製 Word、Excel、Power Point 等により編集可能な形式) 2 部とし、以下(3)に示す場所へ納品すること。

(3) 納品場所

公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会宿泊課
名古屋市中区三の丸三丁目 2 番 1 号 (東大手庁舎)

(4) 成果物の説明

乙は、甲の指定する監督員に対し、成果物について十分な説明を行わなければならない。

尚、成果物引き渡し後、関係機関との打合せ等においてこの業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について再度説明すること。

9 業務提案により業務を受注した場合の業務履行

乙は業務提案により業務を受注した場合には、提案された体制や提案内容により当該業務を履行する。

10 2026 年度までの宿泊管理支援業務の委託

2024 年度以降に別途、宿泊管理支援業務の発注を想定している。各年度の業務については本業務と密接に関連していることを考慮し、各年度の業務成果を甲が評価し、乙と別途随意契約とする場合がある。

尚、想定業務は変更となる場合がある。

発注年度	想定業務
2024	宿泊施設契約締結支援（2024 年度）、宿泊管理システム開発、宿泊施設運営計画作成
2025、2026	宿泊管理センター運営、宿泊施設運営マニュアル作成

11 留意事項

- (1) 乙は、本業務の開始から終了までの間、本業務を総括する責任者を配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に甲と連絡調整を行うこと。
- (2) 乙は、本業務の実施・運営に際し、甲や業務を遂行するにあたり関係する機関との連携・調整を行うこと。
- (3) 乙は、本業務の終了前においても、甲の求めがあったときは、適宜収集資料及び成果品の原案を提出すること。
- (4) 乙は、データ及び資料等を使用する際には、その出典及び権利帰属先等について十分に確認した上で使用するものとし、その出典を明示すること。データの加工及び図表の作成を行う際、甲に対して、加工方法及び保存形式を事前に相談した上で実施すること。
- (5) 「6 業務内容」を変更する必要がある場合は、甲と乙が協議の上、適切に対応すること。
- (6) 乙は、本業務の実施に伴い、必要な関係行政機関等への各種申請を行うこと。
- (7) 乙は、対象宿泊施設等との折衝において、トラブルの防止に努めるとともに、トラブルが生じた場合は、乙の責任により対処しなければならない。
- (8) 乙は、本業務で発生する著作物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ）を甲に無償で譲渡するものとし、著作権人格権を行使しないものとする。

また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切を乙の責任において処理すること。
- (9) 乙は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、甲の許可なく他に漏らしてはならない（契約終了後も同様とする。）。
- (10) 本業務の実施及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、甲と乙が協議の上、定めることとする。